

岡崎市の奨励制度について

R7.4

岡崎市では、産業の振興と雇用の拡大を図るため、市内で土地・建物などを新たに取得し、工場、倉庫、研究施設、本社機能を新設または増設する事業所の皆様に、最大10億円の奨励金を交付いたします。

工場等（倉庫等）建設奨励金の概要（本市独自の奨励金）

奨励金名	工場等建設奨励金		倉庫等建設奨励金
対象	・工場等※1の新設(1,000 m ² 以上)、増設(500 m ² 以上)	本社機能※2の新設(1,000 m ² 以上)、増設(500 m ² 以上)	倉庫等※3の新增設(1,000 m ² 以上)
対象地域	市内全域	工業団地・特定地域・産業立地誘導地区、承認地域経済牽引事業計画※4に基づき立地した工場等	工業団地・特定地域・産業立地誘導地区、承認地域経済牽引事業計画に基づき立地した倉庫等
奨励措置	事業所税資産割相当額(認定床面積×600 円)×5年間 + 固定資産税相当額(土地・家屋・償却資産)×3年間		

※1 工場等…日本標準産業分類に掲げる大分類 E(製造業)に属する事業の用に供する施設及びその研究開発の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設並びに地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 17 条の 2 第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同条第 3 項の規定により知事の認定を受けたものに限る。)に基づき整備される事務所、研究所及び研修所(以下「特定業務施設」という。)をいう。

※2 本社機能…地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 17 条の 2 第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同条第 3 項の規定により知事の認定を受けたものに限る。)に基づき整備される事務所(調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの)、研究所(研究開発において重要な役割を担うもの)、研修所(人材育成において重要な役割を担うもの)

※3 倉庫等…日本標準産業分類に掲げる大分類 H(運輸業、郵便業)又は大分類 I(卸売業)に属する事業の用に供する施設及びこれに附帯する施設並びに工場等で製造した製品を流通させるための荷役、輸送、保管等の用に供する施設及びこれに附帯する施設をいう。

※4 承認地域経済牽引事業計画…

地域未来投資促進法に基づく、地域経済牽引事業計画として県知事の承認を受けたもの

(注意事項)

- 奨励金の額は、1件(各奨励金の合計額)につき、**最大10億円**を交付します。
- 工場等(倉庫等)の事務所部分の床面積の合計が、当該工場等(倉庫等)の延べ床面積の2分の1を超える場合は奨励金の対象外です。(特定業務施設を除く。)
- 固定資産税相当額について、市内の他の工場等(倉庫等)から移設した償却資産は交付対象外です。
- 次に掲げる行為に該当したときは、奨励金の額を減じます。
 - (1)認定事業者が建設設計画の認定を受けた日の属する月の翌月から奨励金の交付が完了するまでの間に市内に有する事業所用家屋の床面積を減じた場合(既存事業所の減築、他企業への賃貸等)
 - (2)認定事業者が操業日の属する月の翌月から5年間に認定を受けた建設設計画と異なる事業を行った場合
 - (3)固定資産税相当額の交付期間内に、市内に有する土地・家屋を減じた場合
- 奨励金の最初の交付日から5年を経過するまでの間、市長の承認を受けないで奨励金の交付対象となった固定資産を、奨励金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- 高度先端産業立地奨励金又は企業再投資促進奨励金と併用が可能です。

建設計画認定申請書の提出期限

- 奨励金の交付を受けるには、建物の建設計画について、認定を受ける必要があります。
建設計画認定申請書は、工事着手日の30日前までに提出してください。

認定申請時に必要なもの

- 1 様式第1号 建設計画認定申請書
- 2 建設計画概要書
- 3 雇用計画書
- 4 操業開始までの計画書
- 5 図面(建物求積図・建物配置図・建物平面図・建物立面図・建物見取図、位置図など)

建設計画認定の取消及び奨励金の返還

- 建設計画の全部又は一部が著しく事実と相違するなど、奨励制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で、重大な支障を生じると認められる時は、建設計画について認定の取消又は奨励金の返還をしていただくことがあります。

認定申請後の手続き

- 認定事業者に以下の事由が生じたときは、届出又は申請をしてください。

事由		必要な届出又は申請
1	新增設又は機械設備の設置に係る工事に着手したとき	工事着手届
2	新增設又は機械設備の設置に係る工事が完了したとき	工事完了届
3	工場等(倉庫等)の操業等を開始したとき	操業等開始届
4	建設計画に変更が生じたとき	建設計画変更承認申請書
5	工場(倉庫等)の操業等を中止し、又は廃止したとき	操業等休止・廃止届
6	操業開始後に固定資産税、事業所税を納付したとき	交付申請書
7	認定事業者に譲渡、合併等により変更が生じたとき	認定事業者承継承認申請書

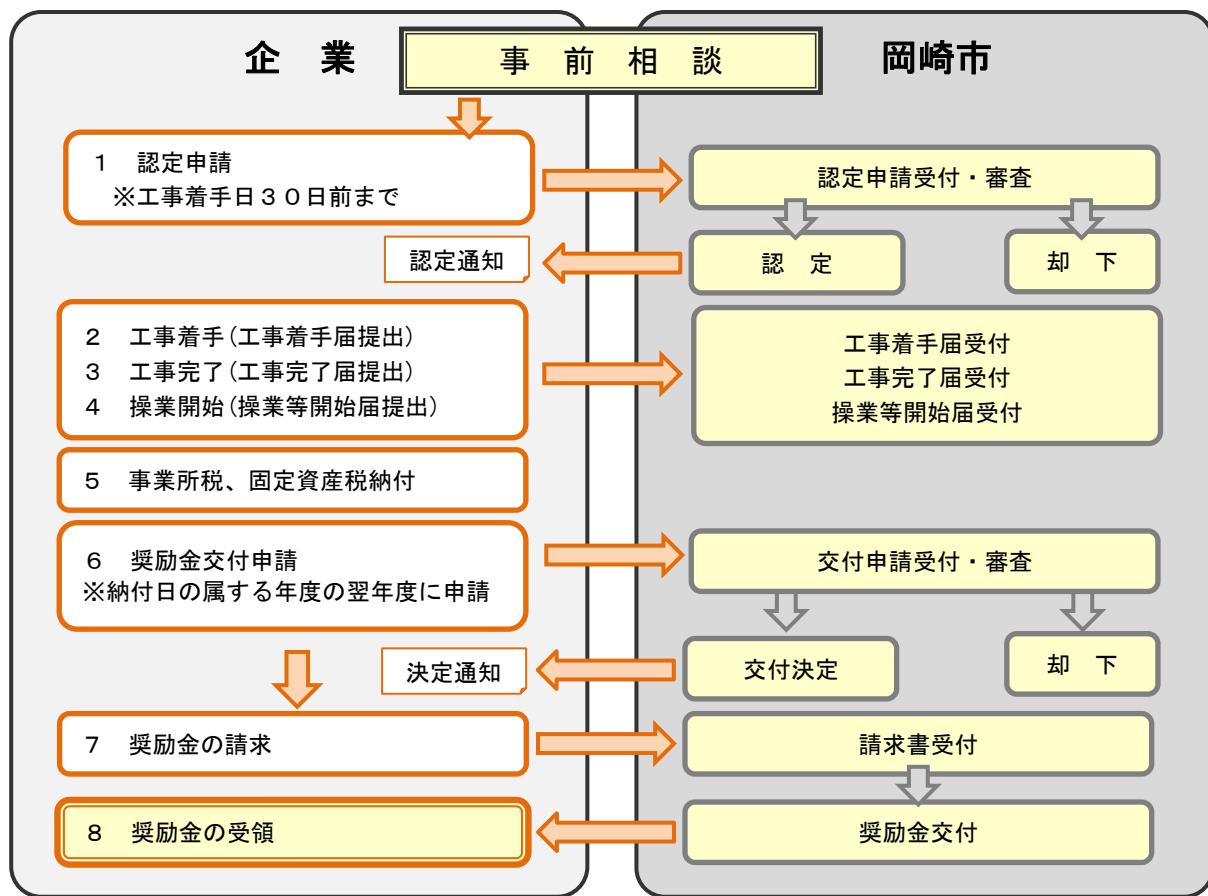
※1～5、7は、遅滞なく届出してください。

※6は、納付日の属する年度の翌年度に行ってください。

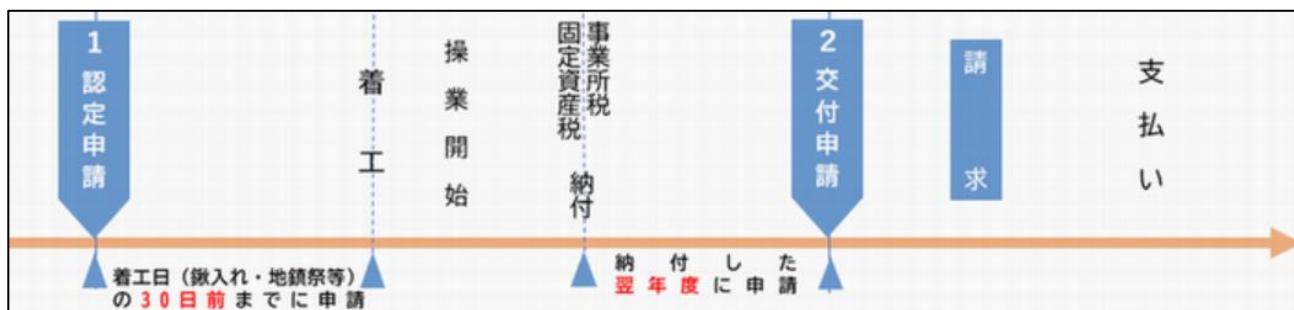
奨励金の交付決定の条件

- 工場等の操業等を開始した日から起算して6年(倉庫等は、操業等を開始した日から起算して4年)を経過する日までの間、建設計画(承認を受けて変更した場合は、変更後のもの)で定めた事業(密接に関連すると認められる事業への変更を含む)を実施してください。
- 工場等の操業等を開始した日から起算して6年(倉庫等は、操業等を開始した日から起算して4年)を経過する日までの間、建設計画(承認を受けて変更した場合は、変更後のもの)で定めた従業員数を著しく減じないでください。(当該工場等、倉庫等に従事していた従業員について、雇用のあっせんその他の職業及び生活の安定に資するために必要な措置が講じられていると認められるときを除く)

工場等（倉庫等）建設奨励金の交付の流れ



※奨励金の交付2年目以降は、6以降の手続きが毎年必要となります。高度先端産業立地奨励金、企業再投資促進奨励金については、手続き・条件等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。



企業再投資促進奨励金の概要（愛知県と連携した奨励金）

■対象

県内に事業所を設置し継続して事業を行っている期間が20年以上であり、かつ、10年以上市内に立地している企業が工場等の新設又は増設(設備一新を含む)を行う場合

■対象分野

- ・次世代自動車(自動車関連を含む)、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、その他関連分野
- ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種(西三河地域)(別表参照)

■補助対象経費

新增設及び設備投資の固定資産(土地を除く)取得費用

■交付要件と補助率

企業区分	交付要件		補助率
	投資規模	雇用人数	
大企業	25億円	50人以上維持	8%(県4%+市4%)
中堅企業	1億円	25人以上維持	10%(県5%+市5%)
中堅企業 (みなし大企業)	1億円	25人以上維持	8%(県4%+市4%)
中小企業	1億円	25人以上維持	10%(市から)
中小企業 (みなし大企業)	1億円	25人以上維持	8%(市から)

※奨励金の交付には、愛知県新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)に認定される必要があります。

■申請の流れ



■注意事項

- ・着工日(鍵入れ・地鎮祭等)の30日前までに認定申請をする必要があります。
- ・奨励金の交付には、愛知県新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)に認定される必要があります。
- ・工場等建設奨励金・倉庫等建設奨励金と併用が可能ですが。なお、併用した場合の交付上限額は10億円です。
- ・高度先端産業立地奨励金との併用はできません。

認定申請書類のご準備にお時間を要する場合が多いため、なるべくお早目にご相談ください！

高度先端産業立地奨励金の概要（愛知県と連携した奨励金）

■対象

市内で高度かつ先端的な技術を利用する物の製造およびその研究開発を行う工場等を新增設又は設備投資する場合

■対象分野

・航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、その他関連分野

■補助対象経費

新增設及び設備投資の固定資産(土地を除く)取得費用

■交付要件と補助率

【工場】

企業区分	交付要件		補助率
	投資規模	雇用人数	
大企業	50億円	10人以上増	8%(県から)
中堅企業	2億円	5人以上増	10%(県から)
中堅企業 (みなし大企業)	2億円	5人以上増	8%(県から)
中小企業	2億円	5人以上増	10%(市から)
中小企業 '(みなし大企業)	2億円	5人以上増	8%(市から)

【研究所】

企業区分	交付要件		補助率
	投資規模	雇用人数	
大企業	5億円	規定なし	12%(県8%+市4%)
中堅企業	2億円		15%(県10%+市5%)
中堅企業 (みなし大企業)	2億円		12%(県8%+市4%)
中小企業	2億円		15%(県10%+市5%)
中小企業 '(みなし大企業)	2億円		12%(県8%+市4%)

■注意事項

- ・着工日(鍵入れ・地鎮祭等)の **30日前**までに認定申請をする必要があります。
- ・奨励金の交付には、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金に認定される必要があります。
- ・工場等建設奨励金・倉庫等建設奨励金と併用が可能です。なお、併用した場合の交付上限額は10億円です。
- ・企業再投資促進奨励金との併用はできません。

認定申請書類のご準備にお時間を要する場合が多いため、なるべくお早目にご相談ください！

別表

愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種(西三河地域)(令和7年4月1日施行)

産業名	日本標準産業分類上の業種名
輸送機械 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業(161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。)、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業(274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。)、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業(2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。)、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業(323 時計・同部分品製造業に限る。)
電気 電子機器 関連産業	11 繊維工業、21 窯業・土石製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業(323 時計・同部分品製造業に限る。)
機械・金属 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業(161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。) 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19 ゴム製品製造業、22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業(323 時計・同部分品製造業に限る。)
健康長寿 関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業を除く。)、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業(家具を除く)、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、16 化学工業(161 化学肥料製造業を除く。)、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業(323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業(枠を含む)に限る。)
農商工連携 関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業を除く。)、12 木材・木製品製造業(家具を除く)、13 家具・装備品製造業
新エネルギー 関連産業	16 化学(161,1624,165,166 を除く)
食料・ 飲料品 関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業及び 106 飼料・有機質肥料製造業を除く。)、14 パルプ・紙・紙加工品製造業(1431 塗工紙製造業(印刷用紙を除く)、1451 重包装紙袋製造業及び 1454 紙器製造業に限る。)、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)(1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)及び 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。)、21 窯業・土石製品製造業(2114 ガラス容器製造業に限る。)、24 金属製品製造業(241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。)、26 生産用機械器具製造業(2641 食品機械・同装置製造業及び 2645 包装・荷造機械製造業に限る。)
住宅・ 建築物・ 同設備関連産業	11 繊維工業(116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117 下着類製造業及び 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。)、12 木材・木製品製造業(家具を除く)(123 木製容器製造業(竹、とうを含む)を除く。)、13 家具・装備品製造業、16 化学工業(161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。)、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)(1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業及び 1892 プラスチック製容器製造業を除く。)、19 ゴム製品製造業(1933 工業用ゴム製品製造業に限る。)、21 窯業・土石製品製造業(2114 ガラス容器製造業、2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業及び 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業を除く。)、24 金属製品製造業(241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業及び 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業を除く。)

岡崎市経済振興部商工労政課 ものづくり支援係

■TEL:0564-23-6287 ■FAX:0564-23-6213

■e-mail:shoko@city.okazaki.lg.jp

奨励金についての情報は
ホームページからもご確認いただけます。

